佐世保工業高等専門学校教員評価実施規程

（令和７年１０月７日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施に関する基本的事項について定めるものとする。

（教員評価の目的）

第２条　教員評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

一　教員の意識向上と教育研究活動等の活性化

二　教員表彰及び勤勉手当と昇給の選考の際の参考資料

（教員評価の対象者）

第３条　教員評価の対象者は、本校常勤教員とし、非常勤教員、高専間教員交流制度による派遣教員、長期出張及び育児休業等の特別な事情がある者は除く。

（教員評価の領域）

第４条　教員評価の領域は、基礎資格、教育、研究、校務、社会貢献、学校の特色のある活動及びそのほかとする。

（教員評価の方法）

第５条　教員評価は、毎年度当初に実施する。

２　教員は、前年度の実績等を記入した職務申告表（様式第１号）を総務課人事係に提出する。

３　人事係は、前項で提出のあった職務申告表を、前年度の筆頭副校長、副校長及び学科長・基幹教育科長（以下「各科長」という。）に配付する。

４　前年度の筆頭副校長、副校長及び各科長は、職務申告表を参考に前条の基礎資格及びそのほかを除く領域毎に、次の評価倍率を乗じたものを職務申告表に追記し校長に提出する。

評価倍率	更により評価すべきである	１．３
	より評価すべきである	１．１
	適正な評価である	１．０
	やや過剰な評価である	０．９
	過剰な評価である	０．７

５　前年度の筆頭副校長及び副校長は、相互評価及び前年度の各科長の評価を実施する。

６　前年度の各科長は、統括する学科・基幹教育科の教員（前年度の筆頭副校長及び副校長を除く）の評価を実施する。

７　前年度の各科長が不在の場合の前項の評価は、校長が別に指名した者（以下「校長指

名者」という。）が実施する。

８　校長指名者の評価は、前年度の筆頭副校長及び副校長が実施する。

９　校長は、第４項から前項までの対応後の職務申告表を参考に、各教員を前条の領域毎に最終評価し、評価結果報告書（様式第２号）を作成し、各領域の人数分布（様式第３号）とともに各教員に通知する。ただし、評価結果報告書は、非公開とする。

（不服等の申し出）

第６条　教員は、この規程による評価の結果に関し、不服又は異議（以下「不服等」という。）があるときは、不服等申立書（様式第４号）により校長に不服等を申し出ることができる。

２　校長は、前項の申し出があったときは、当該教員からの意見を聴取した上で、必要に応じて再評価を行う。

（事務）

第７条　教員評価に関する事務は、総務課人事係において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、教員評価の実施に関し必要な事項は、校務執行会議で定める。

附　則

この規程は、令和７年１０月７日から施行する。